一　保安林の所在場所　兵庫県朝来市佐嚢字平野北山一三七の四・一三七の一九・一三八の二・一三九の八（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一三七の一、一三七の八、一三七の九、一三七の一一から一三七の一八まで、一三七の二一から一三七の二九まで、一三九の五、一三九の六、一三九の一三、字御畑一四〇〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字平野北山一三七の四・一三七の一七・一三七の二九・一三八の二・字御畑一四〇〇（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　兵庫県加西市北条町古坂字原谷一一七七の一九、一一七七の二〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字原谷一一七七の一九・一一七七の二〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び加西市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市中郷字池谷一〇六四の二、一〇六四の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字池谷一〇六四の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○海上保安庁告示第七十一号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十七年十月九日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称	青方港国家石油備蓄基地泊地南東端灯浮標
位置	
所在地	長崎県青方港（折島三角点の南東方約一・六キロメートル）
北緯	三二―五八―四四
東経	一二九―〇二―〇二
変更した事項	一時撤去中のところ復旧
変更年月日	平成二十七年九月七日

名称	才亀磯灯標
位置	
所在地	徳島沖の洲導流堤灯台（徳島県徳島市）の東南東方約三・五キロメートル
北緯	三四―〇二―一八
東経	一三四―三七―五四
変更した事項	
光度	実効光度三九〇カンデラ
光達距離	七・五海里
変更年月日	平成二十七年九月八日

○関東地方整備局告示第三百五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月九日

関東地方整備局長　石川　雄一

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　百二十七号

㈢　道路の区域

区間	変更前	変更後	別	敷地の幅員	延長
富津市金谷字本町四二四七番地先から同市金谷字本町四三一八番一地先まで	八・六九～八・六九	一五・五五	メートル	〇〇・〇四五	キロメートル

㈣　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○北陸地方整備局告示第百十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月九日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	糸魚川市大字木浦字鬼舞崎三七七八番一から同市大字木浦字鬼舞崎三七七八番五まで	北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十月九日

○北陸地方整備局告示第百十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月九日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

名称	直江津港第三東防波堤灯台
位置	
所在地	新潟県直江津港（第三東防波堤外端）
北緯	三七―一二―五五
東経	一三八―一六―二〇
変更した事項	
光度	実効光度七八カンデラ
光達距離	五・〇海里
変更年月日	平成二十七年九月十四日
記事	一時変更

名称	大槌港灯台
位置	
所在地	岩手県上閉伊郡大槌町（蓬莱島）
北緯	三九―二〇―五二
東経	一四一―五五―五二
変更した事項	
高さ	地上から構造物の頂部まで一一メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル
記事	補正